

第2次尾三消防組合定員適正化計画

【令和6年度から令和10年度まで】

令和5年3月

尾三消防組合

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	これまでの定員管理・・・・・・・・	1
3	職員数の現状分析・・・・・・・・	2
	(1) 消防需要の推移	
	(2) 求められる消防体制	
	(3) 類似団体職員数等を用いた職員数について	
4	課題・・・・・・・・	6
	(1) 警防力の課題	
	(2) 定年年齢の引上げ	
5	第2次定員適正化計画・・・・・・・・	9
	(1) 基本方針	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画の目標値	
	(4) 年次計画	
	(5) 第2次定員適正化計画による将来年齢別職員構成比較	
	(6) 適正化への取組	
	(7) その他	

1 はじめに

本組合は、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第1次尾三消防組合定員適正化計画に基づき、管内職員数332名で組織運営をしてまいりました。消防広域化のスケールメリットにより、災害対応力が向上した一方で、新型コロナウイルス感染症による職員不在や、働き方改革による男性の育児休業取得、さらには、職員の定年年齢引き上げへの対応など、新たな課題が生じてきています。

また、職員育成のために欠かすことができない消防学校や救急救命士養成所での長期研修は継続的に実施する必要があります。こうした状況の中で、増加傾向にある消防需要に対応するため、慢性的な人員不足の解消は喫緊の課題です。令和6年度から令和10年度を計画期間とする第2次尾三消防組合定員適正化計画は、消防力整備計画（第8次）の基本理念である「安全で安心な暮らしを実感できる地域の実現」のため、住民に提供する消防サービスの質を維持・向上できるよう消防需要に適した定員管理計画とします。

2 これまでの定員管理

第1次定員適正化計画は、令和3年度から令和5年度までの計画期間とし、消防広域化協議時の「尾三消防組合・豊明市・長久手市新消防組合基本構想」に基づき、管内職員数を332名として策定されました。

【図表1 第1次定員適正化計画年次計画】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域化	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
構成市町派遣	5名	5名	5名	5名	5名
事務局総務課派遣	6名	7名	7名	7名	7名
国・県派遣職員数					
消防学校派遣	1名				1名
航空隊派遣		1名			
研修生					1名
総職員数					
前年度退職者数	△4名	△12名	△8名	△12名	△7名
当該年度採用職員数	5名	11名	7名	13名	9名
総職員数（定員）	335名	334名	333名	334名	336名
↓					
国・県派遣職員数	△1名	△2名	1名	△1名	△2名
配偶者同行、育児休業				△1名	△2名
管内職員数	334名	332名	332名	332名	332名

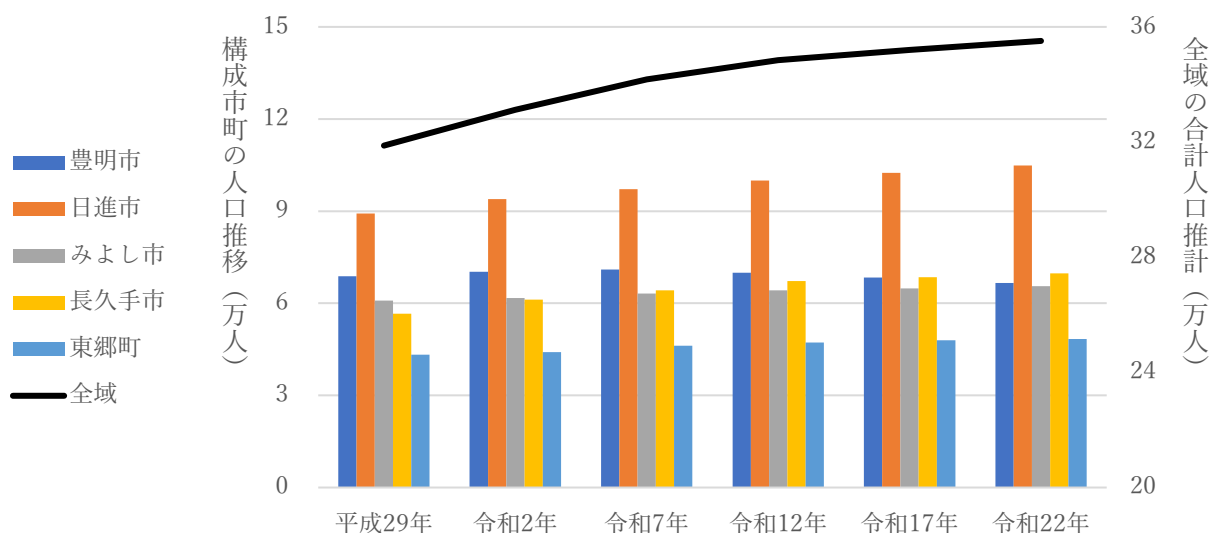
3 職員数の現状分析

(1) 消防需要の推移

ア 尾三消防管内における将来推計人口

尾三消防組合を構成する市町の人口ビジョンでは、人口の増加傾向が強く、令和 17 年時点の人口は 35 万人程度となることが見込まれています。

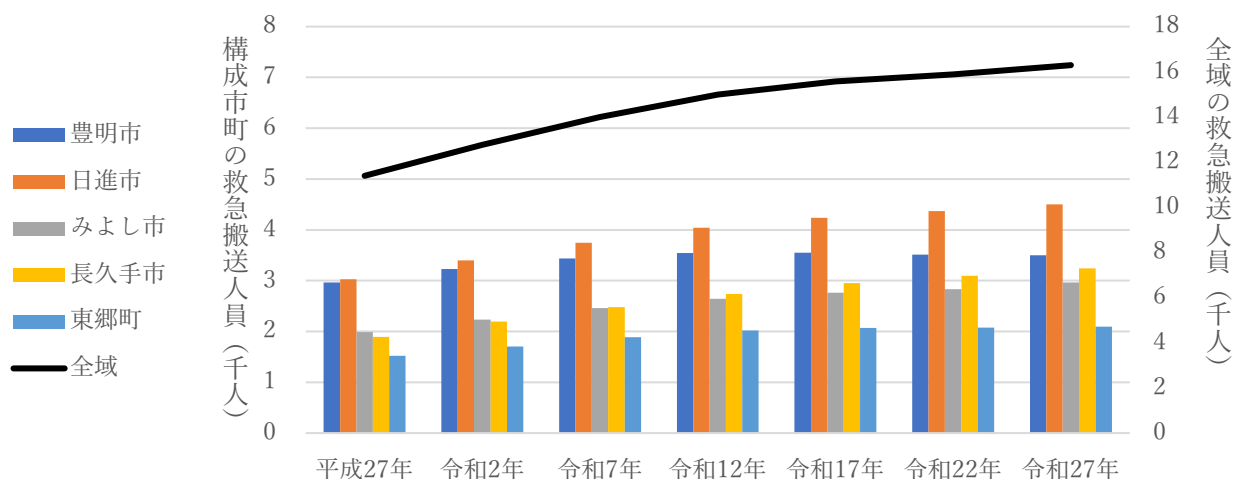
【図表 2 将来推計人口】



イ 消防需要の将来推計

将来人口の推計結果と年代別の救急搬送率に基づき、将来的な救急需要の推計を行うと、管内全域における人口は令和 22 年にピークを迎える（図表 2 参照）ものの、救急件数は 65 歳以上の高齢者人口が増加することを受けて、その後も増加し続け令和 27 年には約 1 万 6 千件に達することが予測されます。（図表 3 参照）

【図表 3 消防需要の将来推計】



(2) 求められる消防体制

消防需要の増加が見込まれる中、都市機能の充実による人口増加と高齢化という社会構造の変化への対応や、さらには地球環境の変化による大規模な気象災害への対応など、消防体制の充実強化を上回るスピードで災害の発生リスクが高まっています。

地域住民の「安全」・「安心」を守るため、広域化により得られた消防力を最大限活用しながら中長期的な視点から、署所への人員配置や車両配置の再編を図っていく必要があります。

ア 消防力整備の基準

国が示している「消防力の整備指針」は、国民の安全・安心を守るという国の責任において、国の各機関や自治体に対し「安全」の具体的要求水準や要求内容を数値化して明確に示したものです。

この「消防力の整備指針」の位置づけは、県・市町村等が消防力の整備を計画的に進めるにあたって、地域の実情を勘案のうえ指針に基づく基準数値を整備目標として、具体的整備に取り組むことが要請されるものです。

イ 消防力の算定

特別消防隊と各消防署所の消防力は、「消防力の整備指針」の基準数値に沿って、管内の市街地人口等の状況により署所の配置数、必要な消防車両の台数と車両を運用するのに必要な職員数を算定していくことになります。

令和4年度の調査結果は図表4のとおりです。

消防職員の実員数は、消防力の整備指針に基づく目標値に比べ大幅に少ないことが分かります。

【図表4 消防力整備指針に基づく目標数と現有数（令和4年4月1日）】

消防力		消防力の整備指針の 主要な指標	消防力の整備指針に 基づく目標数	現有数
消防署所		市街地人口	10署所	9署所
消防車両	指揮車	消防署の数	5台	1台
	タンク車	市街地及び準市街地人口	15台(3)	13台(0)
	はしご車	中高層建物	5台	4台
	化学車	危険物施設 (第4類危険物の5対象施設)	2台	2台
	救急車	人口	12台(3)	12台(1)
	救助工作車	消防署の数	5台	3台
消防職員（車両運用人員）		配置車両数に基づく	455人	309人
（休暇日数等を考慮）		搭乗人員数		

※消防署所の現有数（9署所）には、尾三消防本部特別消防隊を含む。括弧内の数値は、非常用を示す。

(3) 類似団体職員数等を用いた職員数について

市町村の定員適正化計画でよく用いられる指標に「類似団体職員数」との比較があります。この「類似団体別職員数」は、一般行政部門及び普通会計部門（大部門～小部門）について、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）から類似する市区町村をグループに分け（類型区分）、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値（加重平均値）を算出し、職員数の比較を行うものです。ここでは、修正値（※）を用いて算出しています。

図表5は、人口1万人当たりの消防職員数の平均値である修正値（※）を用いて算出しています。

※修正値…団体によっては、清掃業務を民間委託している場合や消防業務を一部事務組合等の所管としている場合など、職員が配置されていない場合があるため、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象にして平均値を算出しております。修正値は、大部門よりも細かい中部門又は小部門の職員数を比較する場合に適しています。

【図表5 類似団体職員数】

〔単位：人〕

	修正値	団体名	R4.4.1現在 人口	修正値を用いた 職員数	R4.4.1現在 職員数	備考
中核市	10.76	豊橋市	372,604	400.92	333	
		岡崎市	385,355	414.64	394	
		豊田市	419,048	450.90	536	
施行時特例市	10.56	春日井市	309,788	327.14	316	
		一宮市	382,349	403.76	404	
一般市（Ⅳ－3）	11.06	※1 人口150,000人以上、2次・3次産業90%以上（3次65%以上）				
一般市（Ⅳ－2）	11.69	※2 人口150,000人以上、2次・3次産業90%以上（3次65%未満）				
		尾三消防	327,012	351.86	334	（中核市で算出）
				345.32		（特例市で算出）
				361.68		（Ⅳ－3で算出）
				382.28		（Ⅳ－2で算出）

※1 日進市及び長久手市の人口を327,012人と仮定した場合

※2 豊明市、みよし市及び東郷町の人口を327,012人と仮定した場合

図表 5 に記載の尾三消防本部以外の消防本部では、人事、財務等の事務処理は市長部局が執務を行っています。人事、財務等の事務処理も消防本部内で行う同規模の一部事務組合消防本部の職員数及び庶務人員は、図表 6 のとおりです。庶務人員の類似団体平均値である 65 名を類似団体職員数で算出した数字に加算すると図表 7 のとおりとなり、いずれの算出した値でも 400 名以上という計算結果になりました。

【図表 6 同規模一部事務組合比較】

〔単位：人〕

消防本部名	現人口	職員(定員)	職員(実員)	庶務人員
青森地域広域事務組合消防本部	296,118	502	489	77
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	310,538	414	428	50
茨城西南広域消防本部	314,337	460	453	68
類似団体平均	306,998	459	457	65
尾三消防本部	327,012	352	347	51

※全国消防長会 消防現勢調査結果より R4.4.1現在

【図表 7 類似団体職員数で算出した数値に庶務人員の平均値を加算した職員数】

〔単位：人〕

団体名	R4.4.1現在 管内人口	修正値を用いた 職員数	庶務職員数 平均値	合計職員数	R4.4.1現在 職員数	備考
尾三消防	327,012	351.86	65	416.86	334	(中核市で算出)
		345.32	65	410.32		(特例市で算出)
		361.68	65	426.68		(Ⅳ－3で算出)
		382.28	65	447.28		(Ⅳ－2で算出)

4 課題

(1) 警防力の課題

広域のスケールメリットを生かした効果的・効率的な人員配置を実現することができた一方で、新型コロナウイルス感染症による職員の職場不在や、働き方改革による男性の育児休業など、第1次定員適正化計画策定時には想定していなかった事象が起き、警防力の課題が顕在化してきました。以下に当組合の抱える3つの警防力の課題を示します。

ア 豊明消防署及び長久手消防署のタンク隊配置人員不足

豊明消防署及び長久手消防署のタンク隊配置人員は4名です。職員研修や休暇等により、実際の乗車人員が3名になり、現場での活動が限定的になるケースが、配置人員5名の日進消防署、みよし消防署及び東郷消防署に比べ多いという課題があります。

イ 豊明救助隊及び長久手救助隊の水槽車乗換運用

豊明消防署及び長久手消防署では、救助隊の配置人員5名のうち3名が専任、2名が水槽車との乗換運用です。

また、水槽車やタンク車の乗車人員を確保するため救助隊の運用を休止せざるを得ないことがあり、車両運用方法の変更を行うなど対策を講じているものの、火災、救助事案が同時多発的に発生した場合には、救助事故対応に支障が生じる可能性があります。

ウ 指揮隊の管内1隊運用

災害現場の要となる指揮隊は現在、管内で特別消防隊の1隊のみです。災害が遠く離れた場所で発生した場合は、到着に時間を要し、迅速な指揮活動や安全管理に支障があります。

さらに、管内で複数の災害が同時に発生した場合、大規模災害や特殊災害などが発生した場合は、現場の指揮だけでなく広範囲に及ぶ安全管理、関係機関との連絡、マスコミ対応などの膨大な業務が発生しますが、単独の指揮隊ではこれらの業務を十分に遂行することは困難です。

(2) 定年年齢の引上げ

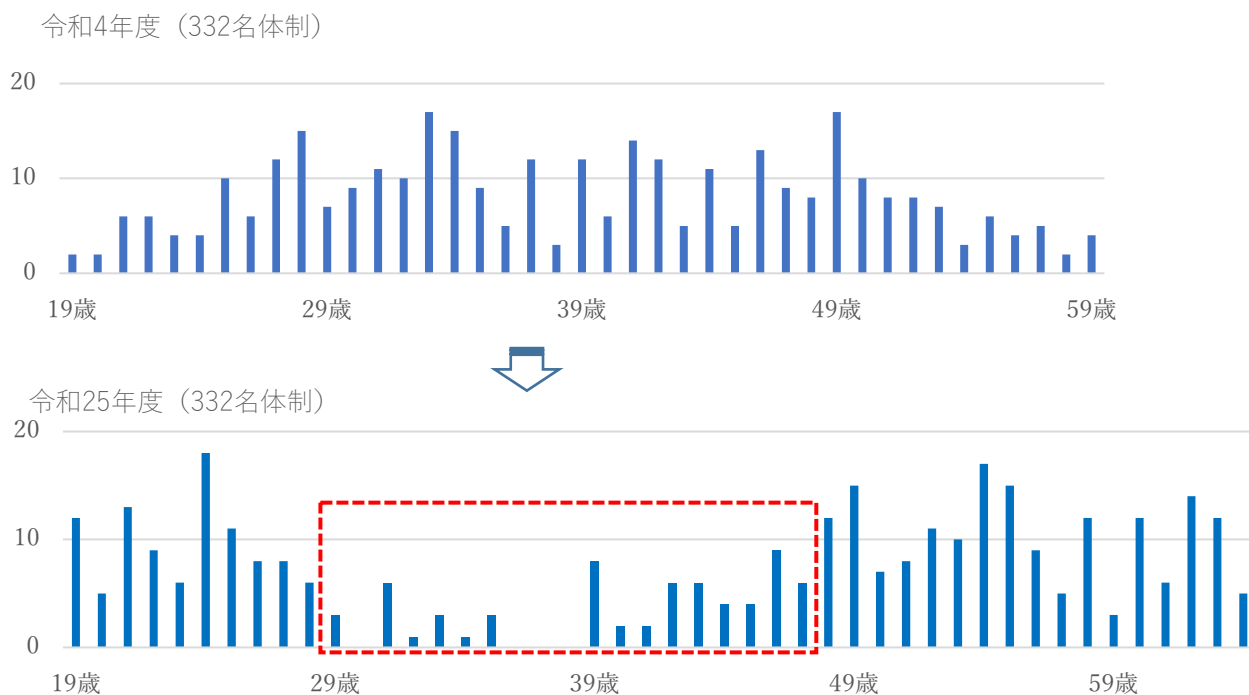
警防力の課題に併せ、さらに令和5年度から段階的に定年年齢の引上げが始まります。消防業務は、体力的な負担が大きく、61歳以上の職員を現場業務に配置することは、本人の希望や健康状態への配慮などを考慮し、慎重に判断しなければなりません。

本組合の職員年齢構成から予測される定年年齢の引上げによる課題をお示しします。

ア 年引上げに伴う将来の年齢別職員構成

段階的に65歳まで定年年齢が引き上げられる間は、定年退職者が2年に1度しか生じません。退職者補充のみの採用を継続した場合、隔年の採用となり、令和25年度の職員年齢構成は以下のような変化が予測されます。30代から40代の職員数が極端に減少し、実務の中心となる中堅職員を各所属に配置できなくなります。

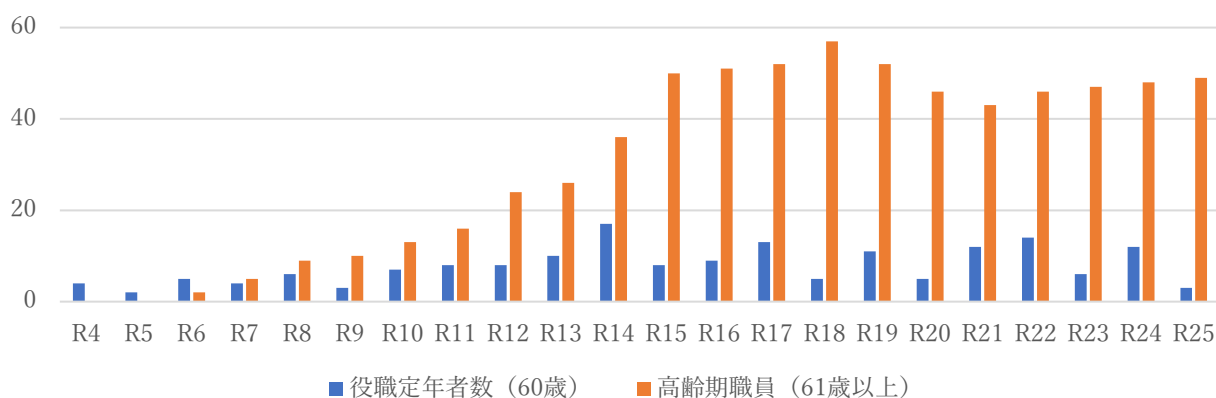
【図表8 将来の年齢別職員構成】



イ 高齢期職員の推移

定年引上げに伴う高齢期職員（61歳以上）数は、右肩上がりで上昇し、令和18年度には57人に達します。令和15年度以降は、40～50人の横ばい状態が続きますが、令和33年度にピークをむかえ、最大61人を抱えることになります。

【図表9 高齢期職員の推移】



消防業務は体力的負荷の大きい職種でありながら、当組合では職員の高齢化が避けられない状況です。

こうした状況下、広域化により得られた強い消防力を維持、向上させるため、第2次定員適正化計画では、高齢期職員の知識・経験を生かした効果的な人員配置を行うとともに、組合の課題を解決する定員管理を行います。

5 第2次定員適正化計画

(1) 基本方針

消防力整備計画（第8次）に基づき策定する第2次定員適正化計画は、増大が予測される消防需要に対応するため、計画的に職員を増員し、警防力の課題を解決します。

将来の職員年齢構成を考慮し、段階的に進められる定年引上げ期間中も、新規職員者数を平準化した採用を進めます。

高齢期職員の配置は、体力面や健康面を考慮し、これまで以上の安全管理に努めるとともに、高齢期職員の知識・経験が生かせる配置を行います。

(2) 計画期間

令和6年度から令和10年度

(3) 計画の目標値

警防力の課題を解決し、定年年齢が引き上げられる中においても、消防力の強化を実現するため、職員の増員を進め、管内職員数を350名にします。

増員する職員は以下のような配置を行います。

ア 消防隊員増員

豊明消防署、長久手消防署のタンク車の乗車人員不足解消のため6名増員します。乗車人員を増員し、消防活動の質が上がります。

タンク車	4名
救急車①	3名
救急車②	3名
はしご車	乗換
救助工作車	5名
水槽車	
合 計	15名

タンク車	5名
救急車①	3名
救急車②	3名
はしご車	乗換
救助工作車	5名
水槽車	
合 計	16名

※1当務に勤務する人数

イ 救助隊員増員

豊明救助隊、長久手救助隊の救助工作車の乗車人員確保のため6名増員します。救助隊の水槽車乗り換え運用等を解消させ、各隊を専任化することで消防・救助活動の「質」を高めます。

タンク車	5名
救急車①	3名
救急車②	3名
はしご車	乗換
救助工作車	5名
水槽車	
合 計	16名

タンク車	5名
救急車①	3名
救急車②	3名
はしご車	乗換
救助工作車	4名
水槽車	2名
合 計	17名

※1当務に勤務する人数

ウ 指揮隊の管内2隊運用

消防活動の指揮を執る指揮隊を1隊から2隊へ増隊するため6名増員します。現場を統制する指揮隊を増隊し、複数災害に対する指揮の「質」を高めます。

タンク車	5名
救急車①	3名
救急車②	3名
はしご車	乗換
救助工作車	4名
水槽車	2名
合 計	17名

指揮車	2名
タンク車	5名
救急車①	3名
救急車②	3名
はしご車	乗換
救助工作車	4名
水槽車	2名
合 計	19名

※1当務に勤務する人数

(4) 年次計画

目標値の管内職員数 350 名を達成するための年次計画が図表 11 です。

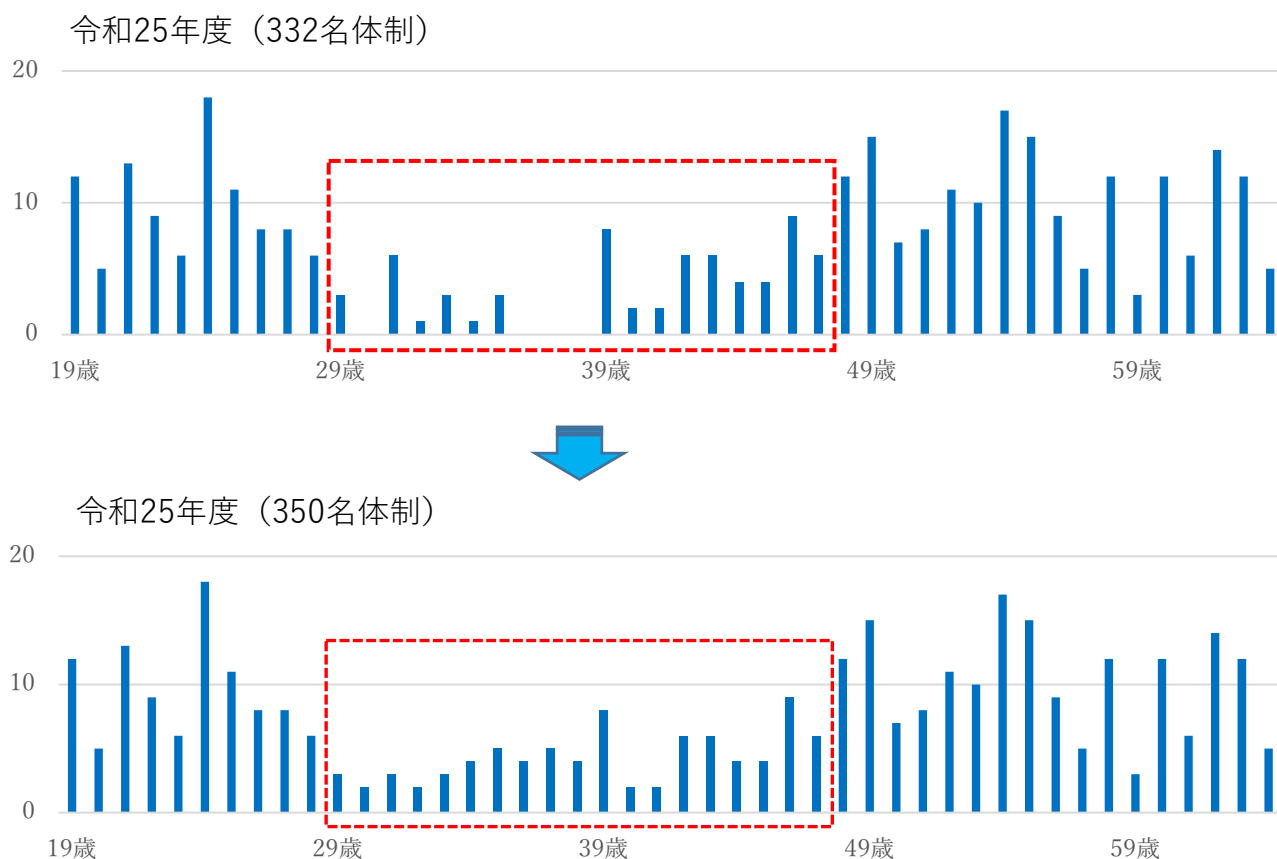
【図表 10 第2次定員適正化計画年次計画】

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
広域化	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
構成市町派遣	5名	5名	5名	5名	5名
事務局総務課派遣	未定	未定	未定	未定	未定
国・県派遣職員数					
消防学校派遣	1名				
研修生					1名
総務省	1名				
総職員数					
前年度退職者数	0名	△2名	0名	△5名	0名
当該年度採用職員数	4名	5名	4名	5名	4名
総職員数（定員）	340名	343名	347名	347名	351名
↓					
国・県派遣職員数	△2名	△1名	0名	0名	△1名
配偶者同行、育児休業	△2名	△1名	0名	0名	0名
管内職員数	336名	341名	347名	347名	350名

(5) 第2次定員適正化計画による将来年齢別職員構成比較

図表 11 は、職員を退職者補充により採用した場合と第2次計画方針のとおりに、定年年齢引上げ期間中に平準化した採用を行った場合の令和25年度の年齢構成比較です。20代後半から30代にかけて極端に少ない人員が、平準化採用により、一定数の職員数が確保できています。第2次定員適正化計画方針により、中堅職員が確保できており、長期的な消防力維持の観点から、好ましい状態と言えます。

【図表 11】 第2次定員適正化計画による将来の年齢構成の変化



(6) 適正化への取組

ア 効率的・効果的な消防行政の推進

所期の目的を達成した事業や効果の低い事業の廃止や縮小を積極的に行います。また、事務局体制を見直し、事務局派遣の消防職員数を減少させ、災害対応の職員数の増加を目指します。

イ 高齢期職員の活用

役職定年まで一貫して現場業務にあたり役職定年を迎える職員も多くいます。こうした職員の中には、身体的な衰えなどが原因で夜間勤務が困難になることがあります。毎日勤務で現場業務に当たる業務の新設を検討し、高齢期職員の経験や知識を生かし、消防力向上につなげます。

ウ 適切な職員管理

的確な事務量の把握と各所属へのヒアリングを実施し、効率的な組織の編成を柔軟に行い、適正な人員配置に努めます。また、高齢期職員に対しては、働くうえで感じている負担やリスクを洗い出し、勤務環境の改善に生かします。

エ 人材育成と組織力の向上

限られた人材で効果的な消防サービスを提供するために、職員の能力・資質向上に取り組みます。また職員の現状を正確に把握するため、管理監督職による面談や意見をヒアリングできる機会を設け、職員の話しやすい環境を作ります。人事部門に相談窓口を設置するほか、職員同士が気軽に話せる職場風土づくりに努めます。

オ 職員の健康管理

適切な休暇取得を推進し、健康診断やストレスチェック、産業医との面談による健康管理を行います。また高齢期職員は体力や身体機能の衰えが懸念されるため、定期的な健康診断に加えて、現場業務に当たる場合は、訓練の合間に休憩時間を確保するなどの配慮をします。また、庁舎内に体力・健康維持を目的としたトレーニング機器を置くなどの取組も行います。

(7) その他

本計画は、現時点における目標設定です。今後、組織の機構改革や事務事業の見直しなど状況の変化に応じて適正な定員管理を行っていきます。また、計画策定後の消防需要の変化等の社会情勢に合わせて、適宜計画の見直しについて構成市町と協議し、検討を行うものです。

第2次尾三消防組合定員適正化計画

令和5年3月

発行：尾三消防組合

編集：尾三消防組合事務局総務課

住所：〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地

電話：0561-38-0119

